

芥川龍之介生誕祭企画運営支援
及びタブロイド制作業務委託
基本仕様書

令和8年7月

東京都北区

目 次

○ 目 次	1
○ 芥川龍之介生誕祭企画運営支援及びタブロイド制作業務委託仕様書	2
○ 委託契約標準約款等	7
○ 東京都北区における契約に関する特約	12
○ 東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項	14

芥川龍之介生誕祭企画運営支援及びタブロイド制作業務委託仕様書

1 件名

芥川龍之介生誕祭企画運営支援及びタブロイド制作業務委託

2 目的

芥川龍之介の誕生月である3月に開催される芥川龍之介生誕祭とタブロイドの制作において、芥川を単独で顕彰する施設としては国内初となる令和9年夏に開館予定の「北区立芥川龍之介記念館」の存在を区内外に広く発信し、地域価値向上につなげるとともに、北区のPRを図ることを目的とする。

3 履行期間

契約確定日から令和9年7月31日まで

4 履行場所

文化施策推進課指定場所

5 業務内容

受注者は、北区と協議の上、次の事項の業務を行う。

(1) 生誕祭イベントの企画運営

イベントは以下を予定している。

名 称：芥川龍之介生誕祭

日 程：令和9年3月6日（土曜日）

時 間：14:00～16:00（13:30開場予定）

会 場：滝野川会館 大ホール（住所：東京都北区西ヶ原1-23-3）

※収容人数500名程度

参加費：無料

内 容：トークショーを1回実施

趣 旨：芥川龍之介の誕生を記念した生誕祭イベントを行うことで、芥川龍之介記念館開館に向けた機運醸成を図る。

ア 登壇者及び司会者の選定

イベントのコンセプト、基本構成、方向性等を理解したうえで、登壇者（業務の目的を達成するにあたり効果的な著名人・文化人）及び司会者を選定すること。なお、登壇者及び司会者については、北区と十分に協議の上、決定するこ

と。また、登壇者及び司会者の選定、依頼、謝礼の支払い並びに出演に係るアサインその他一切の業務については、受注者が責任をもって行うこと。

①登壇者については、次に掲げる要件をすべて満たす者を選定すること。

(ア) 芥川龍之介をはじめとする日本文学に関して深い知見及び理解を有する者であること。

(イ) テレビ、雑誌、SNS 等の各種マスメディアにおいて多世代に広く認知されている著名人・文化人であること。

(ウ) 「著名人・文化人」とは、次のいずれかの要件を満たし、かつ客観的に一定の認知度及び発信力を有すると認められる者をいう。

a テレビ番組、新聞、雑誌等のマスメディアに継続的に出演又は掲載された実績を有する者

b SNS (X、Instagram、YouTube 等) において相当数のフォロワー又は登録者を有し、継続的に情報発信を行っている者

c 文学、文化、芸術その他関連分野において受賞歴、公的機関・出版社等による評価実績又は広く認知された活動実績を有する者

d その他、本事業の広報効果及び集客効果が十分に見込まれると北区が認める者

②司会者については、次に掲げる要件をすべて満たす者を選定すること。

(ア) 本イベントの趣旨及び内容を十分に理解し、登壇者及び来場者双方に配慮した円滑な進行が可能であること。

(イ) トークショー、シンポジウム等の公的又は文化関連イベントにおける司会又は進行の実績を有すること。

(ウ) 文学、文化又は芸術分野に関する基礎的知識を有し、登壇者との対話を適切に引き出す能力を有すること。

イ トークショーに向けた情報の調査及び収集、整理

上記業務を履行するにあたって、受注者は、北区と実施する打ち合わせ等の内容を反映すること。

ウ 登壇者及び司会者との打合せ

登壇者及び司会者に連絡をとり、トークショーの内容、方向性等について十分に調整を行うこと。

エ 会場に係る打合せ

イベント実施会場である滝野川会館大ホール及び登壇者以外の控室である202リハーサル室は、北区が令和9年3月6日の9時～17時で予約してあるが、事前に会場視察を行い、滝野川会館舞台事務所及び北区と打合せを行うこと。

オ イベント当日の運営

会場において設置する展示物等の製作、イベント必要物品（登壇者及び司会者に対する簡単な食事や飲み物等含む）の調達、トークショーの際に必要な配布資料の提供、登壇者及び司会者の当日のコーディネート、登壇者及び司会者への出演料の支払、その他イベントを開催するために必要な業務を行うこと。

カ イベント周知用のチラシを作成すること。

（ア）規格：A4サイズ マットコート紙90kg 両面カラー（4色刷り）

（イ）部数：5,000部印刷し納品すること。

（ウ）校正：文字校正2回、色校正1回（必要に応じて変更することとする。）

（エ）納期目安：令和8年12月中旬

（オ）PDF データも作成し別途納品すること。

（2）タブロイドの制作

ア 企画

タブロイドを制作するにあたって、受注者は、北区と実施する打ち合わせ等の内容を反映すること。

（ア）記事のコンセプト、基本構成、表現方法、方向性等の検討

（イ）記事作成に向けた情報の調査及び収集、整理

イ 制作編集

（ア）著名人への取材依頼、執筆依頼、事前打合せ

（イ）原稿執筆

（ウ）写真の撮影、修正加工

（エ）取材

（オ）レイアウト作成

（カ）校閲（1回）

ウ 印刷製本

（ア）規格：タブロイド判（245mm×377mm程度）、8頁、4色刷り

（イ）校正：原則2回（必要に応じて変更することとする。）

エ 納品

（ア）納品物：印刷製本したタブロイド

（イ）部数：1万部

（ウ）納期目安：令和9年6月中旬

（エ）PDF データも作成し別途納品すること。

6 特記事項

（1）本業務の履行にあたっては、受注者は北区と情報共有を図り、密に連携しながら実施すること。

- (2) 本業務の履行にあたっては、受注者は適宜、北区へ必要な提案を行い、円滑に業務を履行すること。
- (3) 受注者は、イベント当日までのスケジュール及びタブロイド発行までのスケジュールを作成し、北区へ提出すること。また、定期的に作業の進捗を見直し、随時修正したものを提出すること。
- (4) 受注者は、前記スケジュールに沿って業務を履行し、進捗状況等について発注者に随時報告すること。
- (5) 北区は、受注者の求めに応じて、北区が有する区内の情報や書籍、地図、写真等、編集に必要な情報や資料等を受注者に提供する。北区が貸与した資料等は、出版物の発行日以降、北区に返還するものとする。

7 著作権等

- (1) 原稿及び写真等の著作物については、著作権法等の定めるところにより処理し、本業務において作成される原稿及び写真等の著作権は原作者に帰属する。
- (2) 本業務において作成される出版物については、北区の規定に基づき、北区の刊行物として登録する。
受注者は、出版物に北区が指定する刊行物登録番号、発行年月日、発行部局課等を表示すること。
- (3) 受注者は、北区が他の刊行物等における利用を目的として当該出版物の使用を求めた場合には、その利用に最大限配慮すること。

8 中間報告書の提出

中間報告書として、イベントの開催状況及びタブロイド制作の進捗がわかる記録を作成し、北区へ納品すること。

提出目安：令和9年3月中旬

9 業務スケジュール（予定）

以下の業務スケジュールを予定しているが、実際のスケジュールは、北区と協議の上、決定すること。

令和8年10月	： 内容協議、イベント・タブロイド概要の決定
令和8年11月	： イベント・タブロイド登壇者や内容詳細の決定
令和8年12月	： 生誕祭イベントチラシ納品、告知、参加申込募集開始
令和9年1月	： 参加申込募集終了
令和9年2月	： 申込者へ当落通知送付
令和9年3月	： 生誕祭イベント実施、中間報告書の提出
令和9年6月	： タブロイド納品

10 支払方法

- (1) 支払は、中間報告書の提出後（令和9年3月）及び本業務完了後の2回払いとする。
- (2) 北区は、受注者から委託完了届を受領後、適正な請求書の提出があってから30日以内に支払うものとする。

11 個人情報の取り扱い

本件業務委託に係る個人情報の取り扱いについては、別添の「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」を遵守すること。

12 その他

- (1) 受注者は、業務遂行中、不測の事故等が発生した場合には、直ちに北区へ連絡するとともに、適切な処理を行わなければならない。
- (2) 当該業務に関連する法令（労働基準関係法令等）について遵守すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の事項に疑義が生じたときは、北区と協議のうえ、定めるものとする。

13 担当

北区 産業経済文化部 文化施策推進課 山崎
電話 03-5390-0093

委 託 契 約 書

収入印紙

(契約番号)

1. 件 名 _____

2. 履 行 場 所 _____

3. 契 約 金 額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

(うち消費税額¥)

4. 委 託 期 間 年 月 日 から 年 月 日 まで

5. 契 約 保 証 金 納付 ☐ 免除 ☐

6. 契 約 確 定 日 年 月 日

発 注 者 住所又は所在地 東京都北区王子本町一丁目15番22号

商号又は名称 東京都北区

代表者名又は氏名 東京都北区長 印

受 注 者 住所又は所在地

商号又は名称

代表者名又は氏名 印

本契約の証として本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

発注者と受注者との間において、下記の条項により委託契約を締結する。

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって、契約書に記載する契約期間、仕様書等により日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、仕様書等に従い、それぞれ日々又は指定する日（以下「指定期日」という。）までに履行するものとし、発注者は、履行が完了した部分に係る代金（単価契約にあたっては履行完了した実績数量に応じた代金。以下同じ。）を支払う。

3 この契約書に定める請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 受注者は、個人情報の保護に関し、発注者が定める東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項を遵守しなければならない。

6 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

7 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

第3条 受注者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一般的損害等)

第4条 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

(使用人等の交替)

第5条 発注者は、この委託業務に従事する受注者の使用人または労務者のうち委託業務の履行にあたり著しく不適当と認められる者があるときは、受注者に対してその交替を求めることができる。

2 受注者は、この委託業務について仕様書等または契約事項に明示されていない事項であっても、委託業務の性質上当然必要なものは、受注者の負担でおこなうものとする。

(履行報告)

第6条 発注者は、必要と認めるときは、業務責任者に対して契約の履行状況等について報告を求めることができる。

(検査)

第7条 受注者は、仕様書等により指定期日までに履行することとされている業務を履行したときは、直ちに、発注者に対して完了届を提出して検査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、必要があると認めるときは、日々履行することとされている業務の履行に係る完了届の提出については、当月分の完了届をまとめて月1回提出することを指示することができる。

3 受注者は、あらかじめ指定された日時において、第1項の検査に立ち会わなければならない。

4 受注者は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

5 受注者は、第1項の検査に合格したときをもって当該検査に合格した部分に係る履行を完了したものとする。

(再履行)

第8条 発注者は、受注者が前条第1項の検査に合格しないときは、期限を指定して再履行を命ずることができる。

2 受注者は、前項の規定により再履行を命ぜられたときは、直ちに再履行しなければならない。この場合において、再履行が終了したときは、発注者に届け出て、その検査を受けなければならない。

3 前条第3項から第5項までの規定は、前項の検査に準用する。

第9条 受注者が再履行に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、発注者は、受注者の負担でこれを執行することができるものとする。なお、このために受注者に損害が生じても、発注者は賠償の責任を負わないものとする。

(指定期日の延期等)

第10条 受注者は、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができないときは、その理由を明示して、指定期日前に発注者に対して指定期日の延期を申し出ることができる。

2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が受注者の責に帰することができないものであるときは、発注者は、指定期日の延期を認めることがある。

(遅延違約金)

第11条 受注者の責に帰すべき理由により、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができない場合において、指定期日経過後相当の期間内に終了する見込みのあるときは、発注者は、受注者から遅延違約金を徴収して指定期日を延期することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、指定期日の翌日から委託業務を終了した日までの日数に応じ、契約金額（単価契約にあたっては単価に履行すべき数量を乗じて計算される契約金額相当額。以下本条において同じ。）につき民法第404条に定める法定利率の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の数があるとき又は100円未満であるときは、そのは数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

3 第8条第1項の規定による再履行が、同項で指定した期限を超えるとときは、受注者は、前項の規定により違約金を納付するものとする。

4 前2項の違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

5 前1項に示す遅延により発注者に生じた実際の損害額が、前2項に規定する遅延違約金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約内容の変更等)

第12条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、発注者と受注者とが協議して定める。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第13条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(契約保証金)

第14条 前2条の規定により契約内容を変更する場合において、契約金額（単価契約にあたっては単価に予定数量を乗じて計算される契約金額相当額。以下本条、第16条の2及び第20条において同じ。）が増加するときは、その増加の割合に応じて契約保証金の額を変更するものとする。

2 前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、発注者は、その差額を納入させる。ただし、次の各号の一に該当するときは、受注者は、さらに納入を要しない。

(1) 既納保証金が、変更後の契約金額の100分の10以上あるとき。

(2) 検査に合格した履行部分がある場合において、既納保証金が、変更後の契約金額から検査に合格した履行部分に対する契約金額相当額を控除した額の100分の10以上あるとき。

3 発注者は、受注者が契約の履行をすべて完了し、第15条の規定により契約代金を請求したとき又は第17条若しくは第18条の規定により契約が解除されたときは、受注者の請求に基づき30日以内に契約保証金を返還する。

4 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

(契約代金の支払い)

第15条 受注者は、第7条又は第8条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して契約代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、受注者から第1項による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、代金を支払わなければならない。

3 発注者は、前項の期間内に代金を支払わないときは、受注者に対し支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額を遅延利息として支払うものとする。

(発注者の解除権)

第 16 条 発注者は、受注者が指定期日までに本契約を履行しない場合、一定の期間を定めて催告をし、その期間内に本契約に適合した履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約に照らして軽微であると認めるときは、この限りでない。

2 発注者は、次の各号の一に該当する場合は、前項の催告をすることなく、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者について、本契約の全部が履行不能であるとき。
 - (2) 受注者が本契約の全部の履行を拒絶する意思表示をしたとき。
 - (3) 受注者について、本契約の一部の履行が不能又は履行を拒絶する意思表示した場合において、履行した一部のみでは契約の目的を達することができないとき。
 - (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (5) 受注者が債務の履行をせず、催告しても契約目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかとなるとき。
 - (6) 受注者又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
 - (7) 受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、発注者の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
 - (8) 受注者が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当すると判明したとき。
 - (9) 前各号のほか、受注者が、この契約に基づく義務を履行しないとき。
 - (10) 第 18 条の規定によらないで、受注者から契約解除の申出があったとき。
 - (11) この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 49 条の規定による公正取引委員会の受注者に対する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合については、同法第 62 条第 1 項の規定による納付命令）が確定したとき。
 - (12) この契約に関して、受注者（受注者が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第一号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 発注者は、発注者の責めに帰すべき事由による場合、第一項及び第二項の規定により解除することができない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 16 条の 2 前条の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者に納付しなければならない。

2 前項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金を前項の違約金に充当することができる。

(協議解除)

第 17 条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第 18 条 受注者は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第 12 条の規定により、発注者が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が 3 月以上に及ぶとき、又は契約期間の 3 分の 2 以上に及ぶとき。
 - (2) 第 12 条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の 2 分の 1 以下に減少することとなるとき。
- 2 前条第 2 項の規定は、前項の規定により契約が解除される場合に準用する。

(契約解除等に伴う措置)

第19条 受注者は、契約が解除された場合等において、貸与品又は支給材料等があるときは、遅滞なく発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品又は支給材料等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、契約が解除された場合等において、履行場所等に受注者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、受注者は遅滞なく当該物件を撤去（発注者に返還する貸与品、支給材料等については、発注者の指定する場所に搬出。以下本条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。

3 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

4 第1項及び第2項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第16条の規定により契約が解除された場合等においては発注者が定め、第17条又は前条の規定により契約が解除されたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(賠償の予定)

第20条 受注者は、第16条第2項第11号又は第12号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第16条第2項第12号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第21条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

第22条 受注者は、この契約条項の外東京都北区契約事務規則を遵守するものとする。

(疑義の決定等)

第23条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。

東京都北区における契約に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(用語の定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 発注者 東京都北区をいう。
- (2) 受注者 東京都北区との契約の相手方をいう。受注者が共同企業体であるときは、その構成員すべてを含む。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するもの。
- (4) 暴力団員等 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
- (5) 不当要求行為等
 - ア 暴力行為、脅迫行為又はこれらに類する行為
 - イ 威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為
 - ウ 正当な理由なく面会を強要する行為
 - エ 正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
 - オ 前各号に掲げるもののほか、作業現場の秩序の維持、安全確保又は作業の実施に支障を生じさせるもの
- (6) 法人の役員若しくは使用人 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員（役員として登記又は届出されてないが実質上経営に関与している者を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者及び直接雇用契約を締結している正社員。

(受注者が暴力団員等であった場合の発注者の解除権)

第3条 発注者は、受注者が各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人の役員若しくは使用人が暴力団員等であるとき、又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 法人の役員若しくは使用人がいかなる名義をもってするか問わず、暴力団員等に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (3) 法人の役員若しくは使用人が自社、自己もしくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団等を利用するなど

していると認められるとき。

(4) 法人の役員若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。

(5) 法人の役員若しくは使用人が、自ら契約する場合において、その相手方が前各号のいずれかに該当するものであることを知りながら契約したと認められるとき。

2 受注者が前項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の規定は、この契約の履行が完了した後も5年間適用する。

4 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の請求をすることができる。この場合において、受注者の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

(反社会的勢力を排除するための連携)

第4条 発注者及び受注者は、警察と連携し、この契約に関与又は介入しようとする反社会的勢力を排除するために必要な情報交換又は捜査協力等を行うものとする。

(不当要求行為等を受けた場合の措置)

第5条 受注者は、この契約の履行にあたり、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 本件契約に関して、不当要求行為等を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。

(2) 下請業者又は工事関係業者がある場合、不当要求行為等を受けたときは、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請業者等を指導すること。下請業者等から報告を受けたときは、速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。

(3) この契約に関して受注者の下請業者又は工事関係業者がある場合、受注者は、下請契約等の締結に際して、第3条第1項及び第5条第1項により受注者が遵守を求められていると同様の内容を規定しなければならない。

2 受注者が前項の報告、届出等を怠ったときは、発注者は状況に応じて契約解除、入札参加除外措置又は違約金の請求など必要な措置を講じることができる。下請業者又は工事関係業者が報告を怠った場合も同様とする。

3 第3条第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。

東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項

受注者は、委託契約、賃貸借契約、役務の提供に関する契約等個人情報その他の情報資産を取り扱うすべての契約を締結するに当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和4年1月個人情報保護委員会発）（以下「ガイドライン」という。）、北区情報セキュリティ基本方針に関する規程（平成16年3月25日区長決裁東京都北区訓令甲第5号）、北区情報セキュリティ対策基準（平成16年3月26日区長決裁15北区区第814号）及び発注者が指示する、北区情報セキュリティ実施手順（全庁共通編）（令和7年3月24日区長決裁6北政企デ第7964号）並びに本契約による業務を主管する課の情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

（秘密保持義務）

1 受注者は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8号に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）その他の情報資産（以下「情報資産」という。）を、第三者に漏らしてはならず、従事者への周知徹底を図らなくてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。

（再委託の禁止）

2 受注者は、この契約による業務を原則第三者（子会社を含む。）に再委託してはならない。ただし、附属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、業務の着手前に、次に掲げる書面を添えて再委託する旨を発注者に申請し、承諾を受けなければならない。なお、受注者は、再委託先に対して本契約に基づく受注者と同等の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（1）再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明記した申請書

（2）申請日前3箇月以内に発行された再委託先の履歴事項全部証明書

（3）受注者に対して、再委託先が本特記事項を遵守する旨を誓約した書面の写し

（目的外使用の禁止）

3 受注者は、情報資産をこの契約による業務の目的以外に使用してはならない。

（外部提供の禁止）

4 受注者は、情報資産を第三者に提供してはならない。

（複写、複製及び持ち出しの禁止）

5 受注者は、情報資産を発注者の許可なく複写、複製及び持ち出しをしてはならない。

（引渡し）

6 発注者から受注者への情報資産の引渡しは、発注者の指定した職員が、指定した日時及び場所において行い、受注者は、情報資産の預かり証を発注者に提出しなければならない。

(裏面あり)

(保管及び管理)

7 受注者は、情報資産の保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、情報資産の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故を防止しなければならない。

(教育の実施)

8 受注者は、本特記事項を受注者の従事者に遵守させるため、必要な教育を実施するとともに、発注者が必要と認めるときは、その実施記録を適宜発注者に提出しなければならない。

(返還)

9 この契約による業務を終了したとき又は発注者が情報資産の提出を請求したときは、受注者は、その保有する情報資産を直ちに返還しなければならない。なお、返還に当たっては、受注者が本契約の履行に当たり発注者から受け取った全ての情報資産を返還した旨を記載する証明書を出し提出しなければならない。

(廃棄)

10 前項の規定にかかわらず、発注者が必要と認めるときは、受注者は、発注者の職員の立会いの下、情報資産を廃棄しなければならない。

(立入検査及び調査)

11 発注者は、情報資産の管理状況について随時に立入検査又は調査をし、受注者に対して必要な報告を求め、この契約による業務の処理に関して指示を与えることができる。

(定期及び随時報告)

12 受注者は、定期的に、及び発注者が求めたときは、情報資産の取扱いについて適正な保管及び管理を実施している旨を発注者に対し報告しなければならない。なお、当該契約が個人情報を取り扱う業務である場合は、受注者は、発注者が別に定める様式により、前記の状況を発注者に報告しなければならない。

(事故報告)

13 受注者は、情報資産の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故が生じたときは直ちに発注者に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(受注者による再委託先の指導)

14 第2項の定めに基づき発注者が承諾した再委託先がある場合は、受注者は再委託先に第3項から第13項までについて同様の取扱いを求め、その履行を受注者の責任により管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に適宜報告することとする。

(損害賠償)

15 受注者が第1項から前項までの義務に違反し、又は怠ったことにより、発注者が損害を被った場合には、受注者は発注者に対しその損害を賠償しなければならない。